



税理士 山本 善通 氏

Question

源泉徴収

当組合は、共同購買事業を主事業として事業展開を行っています。この度、同事業の訴訟問題が発生し、弁護士に報酬を支払うことになりました。源泉徴収の方法等について教えて下さい。

また、併せてインボイス制度開始後の対応についても教えて下さい。

Answer

【概要】

弁護士や税理士などに報酬・料金を支払うときは、所得税および復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

〈源泉徴収の対象となる報酬・料金に含まれるもの〉

弁護士や税理士などの業務に関する報酬・料金は、源泉徴収の対象となります。謝金、調査費、日当、旅費などの名目で支払われるものも源泉徴収の対象となる報酬・料金に含まれます。ただし、支払者が直接、交通機関やホテル等に支払う交通費、宿泊費等で、その金額が通常必要な範囲内のものであるときは、源泉徴収の対象となる報酬・料金に含めなくてもよいことになっています。

なお、弁護士等に支払う金銭等であっても、支払者が国等に対し登記、申請をするため本来納付すべきものとされる登録免許税、手数料等に充てるものとして支払われたことが明らかなものについては、源泉徴収をする必要はありません。

〈源泉徴収した所得税および復興特別所得税を納める期限〉

弁護士や税理士等に支払った報酬・料金から源泉徴収した所得税および復興特別所得税は、原則として、支払った月の翌月の10日までに納めなければなりません。ただし、支払者が納期の特例の適用を受けている場合には、1月から6月までの間に支払った報酬・料金に対して源泉徴収した所得税および復興特別所得税の納付期限は7月10日、7月から12月までの間に支払った報酬・料金に対して源泉徴収した所得税および復興特別所得税の納付期限は翌年1月20日となります。

〈源泉徴収の方法〉

源泉徴収すべき所得税額および復興特別所得税の額は支払金額（源泉徴収の対象となる金額）により次のようになります。

支払金額 (=A)	税 額
100万円以下	$A \times 10.21\%$
100万円超	$(A - 100\text{万円}) \times 20.42\% + 102,100\text{円}$

注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

〈インボイス制度開始後の対応について〉

令和5年10月1日から消費税額控除制度において、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が開始されますが、国税庁よりその対応について下記の通り示されていますので参考にして下さい。

1. 現行の取扱い（本通達3）

原稿料や弁護士報酬などの源泉徴収の対象となる報酬・料金等（所得税法第204条第1項）の中に消費税及び地方消費税の額（以下「消費税の額」といいます。）が含まれている場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額が源泉徴収の対象となります。

ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの『請求書等』において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

2. インボイス制度開始後の取扱い（現行の取扱いから変更なし）

インボイス制度開始後においても、上記1の『請求書等』とは、報酬・料金等の支払を受ける者が発行する請求書や納品書等であればよく、必ずしも適格請求書（インボイス）である必要はありませんので、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。